国際公会計基準審議会（IPSASB）

公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長　公認会計士　仲 友佳子（なか ゆか こ）

公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長　公認会計士　安池 威志（やすいけ たけし）

本稿では、2025 年 5 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号及び概念フレームワークの修正）（以下「ED 第 93 号」という。）について解説する。

1. ED 第 93 号開発の経緯と構成

IPSASB が 2021 年に実施した作業計画に関する中間コンサルテーションに関係者から寄せられたコメントレターによると、一部の主体では重要性の判断に問題が生じており、どの情報が重要であり一般目的財務諸表（GPFS）に含める必要があるかを判断するのではなく、IPSAS 基準の開示要件をチェックリストとして使用する傾向がある。

この課題に対応するため、IPSASB は IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を IPSAS に導入することを検討するためのプロジェクトを立ち上げ、2025 年 3 月の会議で「プロジェクト概要書」[1]を承認した。

このプロジェクトは以下の 3 段階に分けて進められる。

フェーズ 1	「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク」（概念フレームワーク）と IPSAS 基準の間の「重要性のある」の用語定義の一貫性を高め、重要性に関する決定は財務諸表の主要な利用者の情報ニーズを反映することを意図していることを明確にする。
フェーズ 2	IPSAS 基準に従って財務諸表を作成する際の、重要性の判断の行使に関する強制力のないガイダンスを開発する。 IPSASB は、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」を、公的部門の状況に適合させる予定である。
フェーズ 3	IPSASB SRS 基準に従ってサステナビリティ報告を作成する際の重要性の判断の行使に関するガイダンスを開発する。

フェーズ 1 では、フェーズ 2 の前さばきとして、IPSASB の公表文書内での「重要性」の用語

1　プロジェクト概要書の原文の掲載先：https://www.ipsasb.org/consultations-projects/making-materiality-judgments

定義に一貫性を持たせる。具体的には、IASB 文書「「重要性がある」の定義」（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正）（2018 年 10 月公表）を IPSASB の公表文書に取り込み、「重要性」の用語定義に一貫性を持たせるための修正を行う。

ED 第 93 号は、フェーズ 1 の成果物として、2025 年 3 月会議で検討・承認され、同年 5 月 15 日に公表された。コメントの期限は約 2 か月後の同年 7 月 14 日である。全 13 ページと小規模な文書である。パート 1～4 の 4 部構成で、パート 3 と 4 は、パート 1 と 2 の修正から生じる派生的な修正である。

ED 第 93 号の構成：

ED 第 93 号のセクション	修正箇所の規範性（強制力）	ページ
冒頭文・目次		1～3
パート 1　概念フレームワークの修正	規範性なし	4～5
パート 2　IPSAS 第 1 号の修正	規範性あり	6～8
パート 3　IPSAS 第 3 号の修正	規範性あり	9
パート 4　その他の IPSAS の修正	規範性あり	10～12
商標・裏表紙		13

2. 概念フレームワーク第 3 章の修正

ED 第 93 号のパート 1 は、主に IPSASB の「概念フレームワーク」の第 3 章「質的特性」を修正する内容である。

「概念フレームワーク」第 3 章の第 3.32 項は重要性を説明しており、一般目的財務報告書（GPFR）に基づいて「利用者」が行う意思決定に関する記述がある。ED 第 93 号は、この「利用者」を「主要な利用者（primary users）」に修正することを提案している。

概念フレームワークへの修正提案

3.32　情報は、それを省略したり誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、主体のアカウンタビリティの履行、又は報告期間に関し作成される主体の GPFR に基づいて主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。重要性は、各主体の特定の状況で判断される項目の性質及び金額に左右される。

財務報告には様々な利用者がいるが、主要な利用者ではない利用者のニーズは、ときに財務報告の範囲を超えることも考えられる。IPSASB は、IASB 文書「「重要性がある」の定義」と同様に、「主要な」の文言を第 3.32 項に追加することによって、一般目的財務報告書は「主要な利用者」のために作成される、ということを明確化することができ、また、重要性に関する判断も「主要な利用者」のニーズを反映することを意図している旨を強調できると考えている。

3. IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正

ED 第 93 号のパート 2 は、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「重要性がある」の用語定義と、重要性に関する説明文を修正する提案である。

IPSAS 第 1 号における重要性の定義を、2．で説明した「概念フレームワーク」第 3.32 項の重要性の概念と整合させ、「主要な（利用者）」の文言を追加している。また、IPSASB の概念フレームワークにはあるが、IASB 文書「「重要性がある」の定義」にはない公的部門固有の記載として、「主体によるアカウンタビリティの履行」の一文を追加している。公的部門では、情報が省略、誤表示、不明瞭なことによって、意思決定だけでなくこの「アカウンタビリティの履行」に影響を与えると合理的に見込まれる場合にも、その情報には重要性がある。

IPSAS 第 1 号第 7 項　重要性の定義（下線は筆者が追加）

現状	ED 第 93 号の定義案
重要性がある項目の省略又は誤表示は、利用者が財務諸表を基礎として行う意思決定又は評価に、個別に又は総体として影響を与える場合には、重要性がある。重要性は、それを取り巻く状況において判断される省略や誤表示の性質や大きさによる。当該項目の性質や大きさ、又はその両方が重要性を判断する要因となり得る。	重要性がある：情報は、それを省略したり、誤表示したり不明瞭にしたりしたときに、主体によるアカウンタビリティの履行、又は一般目的財務諸表の主要な利用者が特定の報告主体に関する財務情報を提供する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性がある。

以　上